

# 市街地西部地域について

## ●市街地西部地域とは

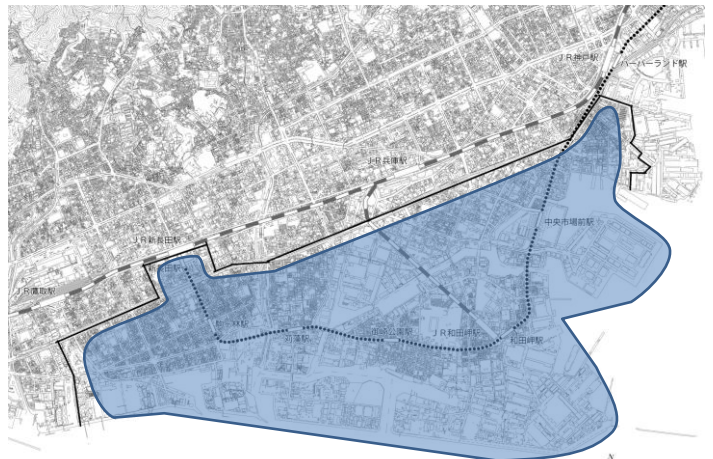
兵庫区・長田区の南部(概ね国道2号以南、ただし新長田駅南再開発事業エリア及び中央区東川崎町の一部を含む)地域です。町名では以下のとおりです。(各区 50 音順)

区	町名
中央区	東川崎町(4~7丁目)
兵庫区	芦原通、礪之町、今出在家町、入江通、小河通、笠松通、鍛冶屋町、上庄通、北逆瀬川町、切戸町、金平町、小松通、御所通、材木町、七宮町、島上町、神明町、須佐野通、高松町、築地町、出在家町、遠矢浜町、中之島、西出町、西仲町、西宮内町、浜崎通、浜中町、浜山通、東出町、東柳原町、船大工町、本町、松原通、御崎町、御崎本町、三石通、南逆瀬川町、南仲町、明和通、吉田町、和田崎町、和田宮通、和田山通
長田区	腕塚町、梅ヶ香町、大橋町、海運町、苅藻島町、苅藻通、久保町、駒栄町、駒ヶ林町、駒ヶ林南町、庄田町、長楽町、浪松町、西尻池町、野田町、浜添通、東尻池新町、東尻池町、日吉町、二葉町、本庄町、南駒栄町、若松町

## ●子世帯が市街地西部地域外から地域内へ移転する場合は、移転後の子世帯と親世帯の距離の要件を緩和します。

以下の全ての条件を満たす場合、**市街地西部地域全域を「近居」と**します。

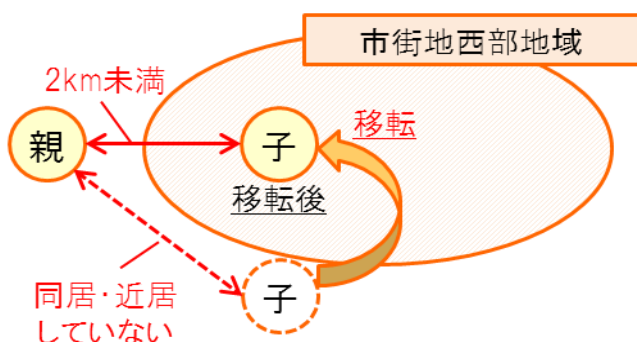
- ① 子世帯が市街地西部地域外から地域内へ移転する。
- ② 移転後に親世帯と子世帯が共に市街地西部地域内に居住している。



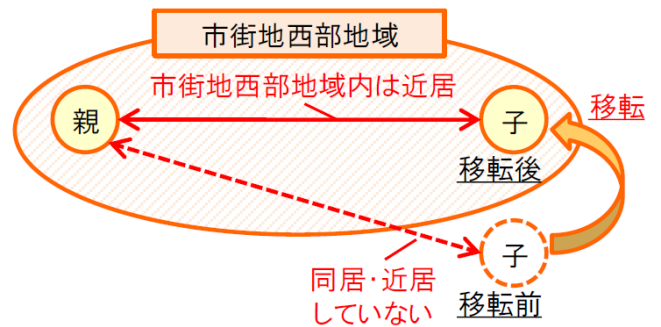
<市街地西部地域>

## ●子世帯が市街地西部地域外から地域内へ移転する場合の対象例

<親世帯が市街地西部地域外に居住>



<親世帯が市街地西部地域内に居住>



※親世帯も移転(両世帯共に移転)して上記の状態になる場合も対象となります。